

《二次募集》「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

学生各位

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度(国の給付事業)が創設されました。

一次募集については、6月に受付を終了したところですが、この度、二次募集を行うこととなりました。

ついては、以下のとおり申請受付を行いますので、「申請の手引き(学生・生徒用)」を熟読の上、申請願います。

提出書類により大学が審査し、支給要件に該当していれば、日本学生支援機構に推薦します。

ただし、二次募集についても、大学の推薦枠(人数)に上限があるため、全員が支給されるとは限りませんので、予めご了承ください。

なお、支給後に申請書類に虚偽があった場合は、全額返金しなければなりませんので、注意してください。

1. 申請対象者

本学に在籍している学生(大学院生・学部生・留学生を含む)のうち、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、大学での修学の継続が困難になっている者

※支給対象者の要件については「申請の手引き」5ページを確認してください。

*一次募集で既に推薦された学生が、再度申請することは認められません。

ただし、住民税非課税世帯であって、一次募集において給付額10万円で推薦された学生は、給付額10万円で改めて推薦することができますので、再度申請しても差し支えありません。

2. 支給金額

(1) 住民税非課税世帯の学生等 20万円

(2) 上記以外の学生等 10万円

3. 申請受付期間：令和2年7月7日(火)～7月17日(金) 必着

4. 申請書

①学生支援緊急給付金申請書【様式1】

必要に応じて、支給要件を満たすことを証明する書類

※「申請の手引き」7ページ参照

※2. 支給金額(1)の対象は、日本学生支援機構の新制度I区分受給者以外の学生については、学生の生計維持者(保護者等)の住民税非課税証明書の提出が必要です。なお、学生自身が生計維持者である場合は、追加書類を提出いただきますので、事前にご連絡願います。

※留学生の成績要件(前年度の成績評価係数が2.30以上)については、大学にて判断しますので、成績証明書などの提出は不要です。

②学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

5. 申請方法

申請は郵送でのみ受け付けます。

現在、大学は入構規制中につき、窓口での受付はできませんのでご注意願います。

送付方法：レターパックまたはレターパックライト

送り先住所：〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

宛名：学生支援課生活支援係 行

(「品名」の欄内にカッコ書きで「学びの継続」書類在中」と記入)

*一次募集で保留となった学生も、再度郵送いただく必要があります。

6. お問い合わせ先

千葉大学学務部学生支援課生活支援係

電話：在宅勤務体制のため、下記メールアドレスまでお送りください。

メール：gakushi-shougaku(アットマーク)chiba-u.jp

件名：【学籍番号】「学びの継続」について

以上

2020年7月7日

学務部学生支援課 生活支援係